

## 川内原発行政訴訟第 4 回口頭弁論傍聴記

2017 年 5 月 10 日午後福岡地裁で表記の裁判がありました。午後 1 時からの門前集会では、代理人弁護士さんからこの裁判での陳述の概略説明、熊本県水俣からいらっしやった永野隆文さんのアピールがありました。

裁判は事務的な報告や確認など以外は約 25 分間の原告側の論告だけでした。それが終わった後の傍聴者のほとんどの感想は「オッ!」「ヤッタ!」「ソウダ!」等々でした。何がオッで、何がヤッタで、何がソウダかと言いますと、代理人弁護士さんたちが、この行訴が主眼としていた火山噴火による火山灰の影響について詳しく説明し、再稼動許可の不当性を主張したから、すなわち「降下火砕物の大気中濃度について、処分に至る審議判断の過程に看過し難い過誤、欠落が存在することを明らかに」したからです。論点を素人の目で素描してみます。

### (主な論点)

火山の噴火時の大気中の火山灰の濃度の推定については(諸条件の記載は省略しますが)原子力規制庁の想定している計算によれば 2 ~ 7g/m<sup>3</sup> になる。規制庁は川内原発再稼動については約 3mg/m<sup>3</sup> で認めている。単位のレベルが違う。この数値は規制庁の再稼動許可の前に明らかにされており、調べようとすれば調べることは出来た。濃度の正確無比な数値を出すことが難しいのは理解できるので相場観で言っても、規制庁が噴火時の大気中の火山灰濃度を数百倍~数千倍は過小評価して再稼動認可を決めているのは確実である。すなわち再稼動は「看過し難い過誤、欠落」の上に許可されているのである。

専門家の意見では 1mg/m<sup>3</sup> の濃度の火山灰が降った場合、除灰、フィルター交換の作業は大きな困難に直面する。2 ~ 7g/m<sup>3</sup> では、フィルター交換は間に合わない。非常用ディーゼル発電機は機能喪失する。そうすると冷却機能が喪失し、炉心溶融の危険性が生じる。基準適合性審査の際にこのような点を見落として審査を行っている。これもまた「看過し難い過誤、欠落」である。

このような不十分な審査に基づく再稼動認可は取り消すべきです。原子力行政に関して国の発表する数値や結果をそのまま信用する人は非常に少ないとは思いますが、再稼動を二許可した審査では「(火山灰濃度については) 数百倍~数千倍の過小評価」をしており、「(迅速なフィルター交換の可能性を、と言いますか、不可能性を) 見落としている」とする原告弁護士の主張は電力会社も出席していた研究会での発表、およびその発表に関する電力会社の「我々のほうでも検討してみたい」とか「まだまだ検討の余地がある」というような対応、返答にもとづいています。九電もこれは先刻承知でしょうから、この日の原告側弁護団の主張は一部の専門家の偏った見解だ、とは言えません。

原告側のこのような詳細にして説得力のある論告に対して被告（国と九電）は「反論するかどうかを含めて検討する」そうです。これで閉廷でした。

弁護士さんも自信を持って臨んだ論告だったと思いますが、報告集会では多くの傍聴者からは「快哉」の声が続きました。しかし集会は「快哉」確認で終わったわけではありません。いろいろな意見が出ました。そのうちの二つを紹介します。とは言え、濃淡こもごも、あちらこちらと出された意見や質問や説明を報告者がまとめたものですし、私（的願）望も加わっています。そのつもりでお読み下さい。

(1) この行訴に対して国が出した書面の内容は「昔日の如く新しい証明はない」と聞いていますが、国はこの日の裁判で明らかにされた数値や見解に対してはどのような対応をするでしょうか。

**弁護士さんの説明：**この日の論告に対する裁判官の判断は推測できないが、国側は「このままでは不利」と判断していると思われる、専門家（火山学者？）の証人を呼んで原告側の原告側の論告内容をくつがえそうとするだろう等々。

**ということは……：**弁護士さんは用心深い言い方をしていますが、国は証人を呼ばなければならぬくらい受身に回っていると言えるのではないのでしょうか。国側が証人を立てるとして、その証言は信憑性に欠けるということを強力に示せば、その受身を立て直す余裕を与えず土俵際までもっていけるかもしれません。

(2) この行訴では火山噴火時の影響を突破口にして規制庁の再稼動許可の不当性を追及しています。火山は川内原発周辺にだけあるわけではありません。

**弁護士さんの説明：**火山の噴火が原発に及ぼす影響の視点はいろいろな裁判で広がりを見せています。その意味ではこの行訴の効果は注目されているといえる。加えて、規制庁内、研究会内での火山灰に関する審議や数値をそれぞれの組織内に閉じ込めておくのではなく、広く知ってもらうチャンスにもなっている。研究成果を公表し原発を考える材料として提供している意味も大きい。

**ということは……：**この行訴は川内原発の操業中止を獲得するだけでなく、日本国中の他の原発裁判への影響も大きい。というわけで、この裁判の実情を広く知ってもらい、次回も次々回もさらには次々々回も傍聴席を満席にして、裁判所にこの裁判の意義を訴え、歴史の評価に耐えうる判決を書いてもらえるようにしなければならない。

裁判の内容とは無関係ですが、水俣の方が参加されていて報告集会で玉ねぎを配っていました。報告者ははじめて聞いたのですが、水俣の玉ねぎは今の時期に美味しいと広く知られているのだそうです。関心のある方は次のリンクをご覧ください。

[https://www.econet-minamata.com/products/detail.php?product\\_id=186](https://www.econet-minamata.com/products/detail.php?product_id=186)

(文責 栗山次郎) 2017年5月15日公開